

国際VHFの開局申請について

(2023年6月現在)

I 開局申請手続き

本製品(国際VHFトランシーバー)をご使用になるには、必ず電波法による開局申請手続きが必要です。
無線局(特定船舶局)を開局するに当たっては、第三級海上特殊無線技士(25W固定(据置)型)は、第二級海上特殊無線技士)以上の無線従事者資格を有し、電波法による手続きが必要です。
※本製品は、技術基準適合証明(工事設計認証)を受けていますので、簡易な免許手続きにより無線局の免許が取得できます。詳しくは、「II申請に当たっての留意点」をご覧ください。

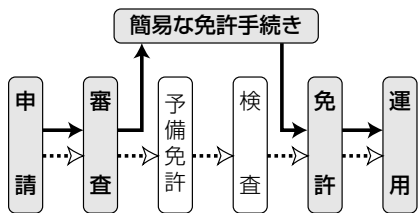
郵送で申請する場合

同梱している「無線局免許申請手続きに必要な書類」に必要な事項を記入し、所定額の国の収入印紙*を貼り付けのうえ、当該船舶の主たる停泊港を管轄している総合通信局に必要な部数(下記A~E参照)を提出してください。
★都道府県など地方自治体発行の証紙は、認められません。また、収入印紙に消印しないでください。
※宛先に「国際VHF無線局の申請担当」と併記し、「無線局免許状」等の返信用封筒(角2サイズ、切手貼り付け)を必ず同封してください。
※無線局の免許申請手続きや申請手数料などは、総務省の電波利用ホームページの「免許関係」⇒「無線局開局の手続き・検査」⇒「無線局の免許手続き」⇒「免許」も参考にしてください。 <https://www.tele.soumu.go.jp/>

インターネットで申請する

同ホームページの「無線局に関する電子申請」を参考にしてください。

必要な書類と手続きの流れ



- 書類審査で、申請書に不備があった場合は、所轄の総合通信局より連絡がありますので、指示にしたがってください。
- 不備がなく全ての審査が終了しますと、「無線局免許状」および「無線局事項書及び工事設計書」の写しが送付されます。
- 以上により所定の手続きが完了し、無線局の運用開始となります。
- 送付された「無線局免許状」は、掲示が困難な場合を除き、国際VHF機器のある見やすい場所に掲示してください。また、申請書等の写しは、整理し船舶に大切に保管しておいてください。(定期検査や再免許等の手続きの際に必要となります。)

※注意 無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

申請書送付先 ※宛先には「国際VHF無線局の申請担当」を併記してください。

	住所	管轄区域(都道府県名)
北海道総合通信局	060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎12階 北海道
東北総合通信局	980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎12階 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東総合通信局	102-8795 千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎22階 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
信越総合通信局	380-8795 長野市旭町1108	長野第1合同庁舎5階 長野・新潟
北陸総合通信局	920-8795 金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎6階 富山・石川・福井
東海総合通信局	461-8795 名古屋市中区東白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館4階 岐阜・静岡・愛知・三重
近畿総合通信局	540-8795 大阪府中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館4階 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国総合通信局	730-8795 広島市中区東白島町19-36	広島合同庁舎第1号館4階 鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国総合通信局	790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	徳島・香川・愛媛・高知
九州総合通信局	860-8795 熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎A棟11階 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795 那覇市旭町1-9	カプーナ旭橋B街区5階 沖縄

II 申請に当たっての留意点

- 申請手続きを行うに当たっては、次の点に留意してください。
- 本手続きは、国際VHFだけで特定船舶局を新規に開設する際の無線局免許申請の手引きとなっています。
既に無線局をお持ちの場合等は、手続きが異なりますので、ご注意ください。
 - 25W固定(据置)型と5W携帯型を設置する場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の20欄のF2B 150MHz帯(DSC機能を使用する場合に限る。)とF3E 150MHz帯にレ印(✓)を付け空中線電力を25(5)Wとするとともに、30欄の「携帯型150MHz送受信機」と「固定型150MHz送受信機」にレ印(✓)を付け、製造者名等の該当欄に必要な事項を記載してください。
 - 5W携帯型の無線機で2台以上を設置する場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の「工事設計書」項目の該当欄に該当分を記載してください。(同一機種の場合は、製造番号欄に該当分を記載してください。)
 - 電波法の手続きは、運行者主義となっています。つまり、船舶の運行者と所有者が異なる場合は、運行者が申請者となり、運行確約書が必要となります。手続きに関して不明な点がありましたら、所轄の地方総合通信局の航空海上課(沖縄総合通信事務所:無線通信課)にお問い合わせください。

III 特殊無線技士の資格取得

- 特殊無線技士の無線従事者資格を取得するには、①国家試験を受験、②養成課程を受講の2とおりがあります。
- ① 無線従事者国家試験
公益財団法人 日本無線協会の本部ほか、北海道から沖縄の全国11カ所において、年3回(6月、10月、2月)実施しています。 <https://www.nichimu.or.jp/>
- ② 無線従事者養成課程
公益財団法人 日本無線協会が年数回公募により実施しているほか、各種団体も適宜に募って実施しています。講習期間は、取得する資格によって異なり、第三級海上特殊無線技士では1日、第二級海上特殊無線技士では3日となっています。

IV 運用に当たって

国際VHFは、世界の各国が共通の場で運用するもので、海上という特殊な環境の中、人命に直結する遭難通信などの重要な通信を行うほか、旅客船、コンテナ船、タンカー、漁船、ヨット、プレジャーボートなどの運航に伴う航行の安全および入出港時の連絡並びに貨物の荷役などによる業務通信などを行うもので、非常に大切なものとなっています。特にチャンネル16(156.8MHz)は、遭難安全/呼出し専用の共通チャンネルとなっていますので、当該チャンネルの聴守の励行など、運用に当たっては十分な注意が必要です。

※注意 私用などによる通信によって、遭難通信の取扱を妨害した場合は、1年以上の有期懲役に処せられる場合があります。(電波法第105条)

DSC(デジタル選択呼出装)付きの無線機

DSC付き無線機のDSC機能を使用する場合には、無線局の免許を受けた後に、MMSI(海上識別番号:9桁の数字)を入力する必要があります。MMSIは、DSC通信の際に自動的に送信され、この番号をもとに船舶名や免許人の氏名など、重要な情報を判別しますので、必ず入力してください。MMSIが未入力の場合、DSCで通信できませんのでご注意ください。入力方法は、製品に付属している取扱説明書をご覧ください。なお、MMSIは、無線局の免許の際に指定されます。

※注意 DSCの操作には、第二級海上特殊無線技士以上の資格が必要です。

定期検査

固定(据置)型は、電波法第73条の定期検査の対象無線局となっていますので、免許を受けてから5年ごとに定期検査を受ける必要があります。検査の年度には、所轄の総合通信局より通知がありますので、必ず受検してください。受検は、①国(総合通信局の職員)が実施、②登録検査等事業者である一般社団法人 全国船舶無線協会の会員等が実施のいずれかの方法になります。なお、5W携帯型だけの無線局については、定期検査の対象外となっています。

空中線(アンテナ)

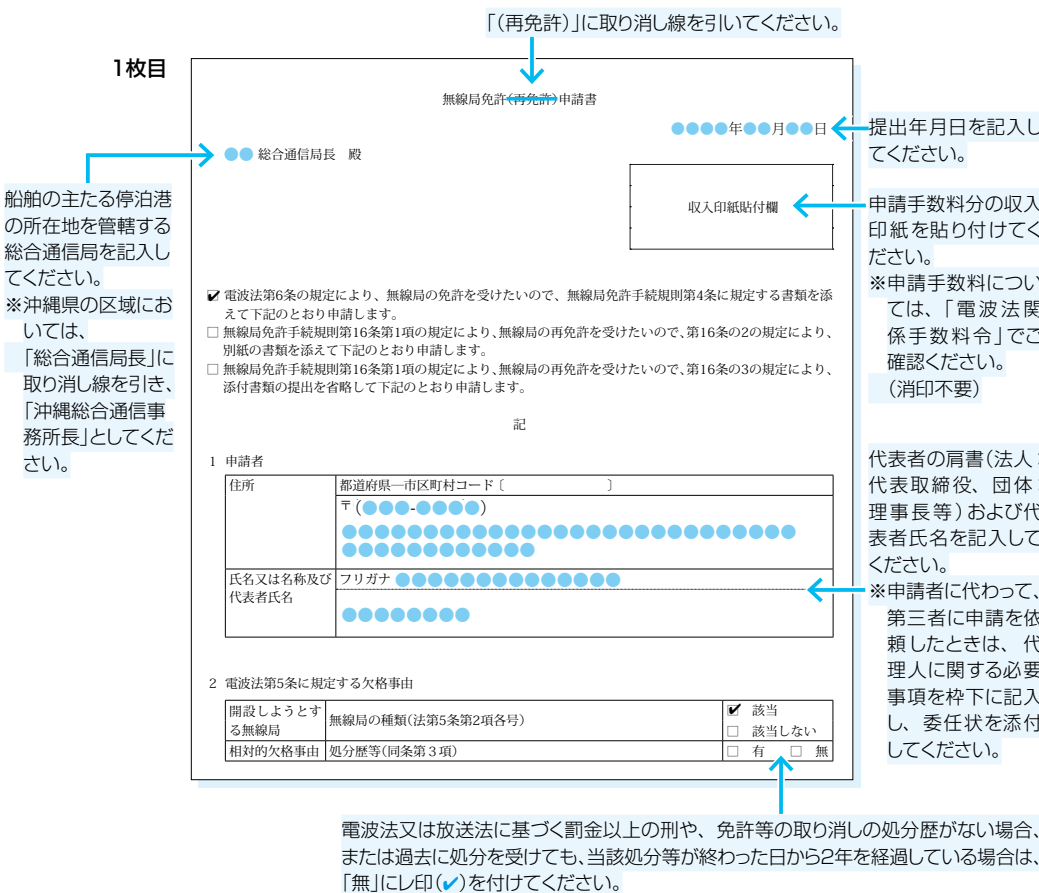
本製品は、空中線(アンテナ)を含めて技術基準適合証明(工事設計認証)を受けた機器です。そのため、お使いいただける空中線(アンテナ)は、技術基準適合証明(工事設計認証)で登録されているものに限定されています。お使いいただける空中線(アンテナ)の詳細については、別紙の「適合アンテナ仕様一覧」をご覧ください。なお、5W携帯型については、付属の空中線(アンテナ)での運用を基本としています。

※注意 技術基準適合証明(工事設計認証)に登録されていない型式の空中線(アンテナ)を使用すると、電波法違反で罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

V 申請書等の記載例

1. 無線局免許申請書の書きかた

※注意 本様式は、特定船舶局のもので、国際航海「有り」等の場合は、様式が異なりますのでご注意ください。



1枚目

- 船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記入してください。 ※沖縄県の区域においては、「総合通信局長」に取り消し線を引き、「沖縄総合通信事務所長」としてください。
- 提出年月日を記入してください。 ※申請手数料については、「電波法関係手数料令」でご確認ください。(消印不要)
- 代表者の肩書(法人:代表取締役、団体:理事長等)および代表者氏名を記入してください。 ※申請者に代わって、第三者に申請を依頼したときは、代理人に関する必要事項を枠下に記入し、委任状を添付してください。

2枚目

- 無線機を設置する船名をひらがなで、識別信号に記入してください。
- 電波利用料の前納を希望する場合は「有」にレ印(✓)を付けて、前納期間を選択してレ印(✓)を付けますが、「その他(年)」を選択するときは年刻みの期間も記載してください。
- ご担当者および電話番号を必ずご記入ください。

2. 無線局事項書及び工事設計書の書きかた

3. 無線従事者選(解)任届の書きかた

提出後、無線従事者の変更があった場合は、その都度、変更後の無線従事者全員について記載して提出してください。

1枚目

無線局事項書及び工事設計書

1	免許の番号	
2	申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3	無線局の種類コード	MSS
4	開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5	法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6	住所	都道府県一市区町村コード () 〒(●●●●-●●●●)
7	氏名又は名称及び代表者氏名	
8	希望する運用許容時間	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 日目の日
9	工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日目の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月 ____ 日目の日
10	運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日目の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月 ____ 日目の日
11	無線局の目的コード	GEN <input type="checkbox"/> 従たる目的
12	通信事項コード	MAA
13	無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名
14	通信の相手方	<input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input checked="" type="checkbox"/> 船舶局 <input checked="" type="checkbox"/> その他(港湾通信業務を行う海岸局)
15	識別信号	[MMSI]
16	停泊港コード	
17	主たる停泊港又は定置場	
18	船舶又は航空機の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他()

「4. コード表等」を参考に、開設を必要とする理由を記入してください。

該当する□にシ印(✓)を付けてください。

「4. コード表等(12 通信事項コード)」を参考に、通信事項コードを記入してください。

「4. コード表等(16 停泊港コード(都道府県))」を参考に、停泊港コードを記入してください。

無線機を設置する船名をひらがなで、識別信号に記入してください。

無線従事者選(解)任届

電波法施行規則第34 条の 4 関係(特例様式)
※整理番号

無線従事者選(解)任届

届出者 郵便番号 ●●-●●●●
住所 (電話番号) ●●-●●-●●●●
氏名 ●●●●●●●●

船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記入してください。
※沖縄県の区域においては、「総合通信局長」に取り消し線を引き、「沖縄総合通信事務所長」としてください。

次のとおり無線従事者を選任したのこ、電波法第51条の規定により届けます。
記

無線局の種類等	呼出符号等	免許の番号	無線設備の設置場所
特定船舶局			

●●●●年●●月●●日現在

(ふりがな)氏名	資格 免許証番号	選任年月日	住所
●●●●●●●●	海特3 ●●●●●●●●	●●●●年●●月●●日	<記載不要>

無線機を設置する船名をひらがなで、識別信号に記入してください。

無線機を設置する船名を記入してください。

提出年月日を記入してください。

その船舶局の無線設備の操作に見合い保有する資格を記載してください。
なお、「第三級海上特殊無線技士」は「海特3」と、「第二級海上特殊無線技士」は「海特2」と省略して記載できます。
※書面で申請する場合に限り、省略できます。

2枚目

第二級海上特殊無線技士以上の資格を有し、かつ、DSC(デジタル選択呼出装)機能を使用する場合は、シ印(✓)を付けて、空中線電力を記入してください。

19	無線局の区分		
20	電波の型式	周波数	空中線電力
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz帯 54波		1W
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz帯 ()		5W
<input type="checkbox"/> F3E	150MHz帯 (ch 15-17)		0.8W
<input type="checkbox"/> F2B	150MHz帯 (ch 70)		●● W
<input checked="" type="checkbox"/> F3E	150MHz帯 (●●●●●●●●●●)		●● W
<input type="checkbox"/> F1D	161.5-162.025MHz 2.25kHz間隔の周波数 22波		2W
<input type="checkbox"/>			W
<input type="checkbox"/>			W
<input type="checkbox"/> P0N	9410MHz		kW
<input type="checkbox"/> Q0N	9350MHz		0.4W
<input type="checkbox"/> P0N <input type="checkbox"/> Q0N <input type="checkbox"/> V0N	9400MHz		W
<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz		1W
<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz		5W
<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 121.5MHz		0.05W
21	航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード	●●●● ●●●●	
22	船舶番号又は漁船登録番号	●●●●●●	
23	用途コード	●●●●	
24	総トン数	●●	
25	信号符号		
26	旅客定員コード	●	
27	長さコード	●	
28	加入海岸局	正加入 準加入	

5W携帯型の場合: 「5」
25W固定(据置)型の場合: 「25」

「4. コード表等」を参考に、必要とする周波数(CH)を記入してください。

船舶検査証書などを参考に、記入してください。なお、コードについては、「4. コード表等」を併せてご覧ください。

海岸局に加入している場合は、名称を記入してください。

4. コード表等

以下の内容は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の各欄に使用するコードや、一般的な記入例です。なお、各項目の先頭に記載している番号は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の欄番号です。

4 開設を必要とする理由(一般的な例)

船舶通信主体の場合 船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。

専用海岸局加入の場合 スポーツ・レジャー船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。事業・業務船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。

12 通信事項コード

スポーツ・レジャーに関する事項	SRD	水先・引き船に関する事項	HSP
港湾通信に関する事項	HST	海上運送事業に関する事項	MCS
漁業通信に関する事項	FSE	海上作業に関する事項	MAW

16 停泊港コード(都道府県)

北海道	01	福島県	07	東京都	13	山梨県	19	滋賀県	25	鳥取県	31	香川県	37	熊本県	43
青森県	02	茨城県	08	神奈川県	14	長野県	20	京都府	26	島根県	32	愛媛県	38	大分県	44
岩手県	03	栃木県	09	新潟県	15	岐阜県	21	大阪府	27	岡山県	33	高知県	39	宮崎県	45
宮城県	04	群馬県	10	富山県	16	静岡県	22	兵庫県	28	広島県	34	福岡県	40	鹿児島県	46
秋田県	05	埼玉県	11	石川県	17	愛知県	23	奈良県	29	山口県	35	佐賀県	41	沖縄県	47
山形県	06	千葉県	12	福井県	18	三重県	24	和歌山県	30	徳島県	36	長崎県	42		

20 必要とする周波数(一般的な例)

船舶通信主体の場合	
F3E: CH6, 8~14, 16, 69, 72, 73, 77	各チャンネルの使用区分
船舶通信主体でDSC装備(CH70)の場合	
F2B: CH70	CH6, 8, 10, 13, 69, 72, 73 船舶間
F3E: CH6, 8~14, 16, 69, 72, 73, 77	CH11, 12, 14 陸船
※専用海岸局に加入の場合は、海岸局に指定されているCHを追記して、申請してください。	CH9, 13 船舶間・陸船
※その他必要とするCHがある場合、例えば通信相手の「〇〇ポートラジオ海岸局」などでは、そのCHを追記して申請してください。	CH16, 77 呼出・応答

21 航行区域又は従業制限コード

平水区域	HSK	23 用途コード	
沿海区域	EKK	旅客船	PSG
近海区域	KKK	貨客船	PCS
遠洋区域	EYK	貨物船	CRG
限定沿海	EKG	油送船	OTL
限定近海	KKG	巡視船	PTV
2時間限定沿海	E2G	漁船	FSB
瀬戸内限定	EKS	魚貨物船	FCS
第1種	F1S	レジャー船	LSR
第2種	F2S	雑船	ZTS
第3種	F3S		
小型第1種	FK1	26 旅客定員(12名以下の場合、記入不要)コード	
小型第2種	FK2	12名を超え、250名以下のもの	A
		250名を超えるもの	B

27 長さコード

A1		12m未満	S
A1, A2	※A1: VHF A2: MF(A1除く)	12m以上	L
A1, A2, A3	A3: 衛星圏(A1, A2除く)		
A1, A2, A3, A4	A4: 衛星圏外		

3枚目

3枚目 5W携帯型の場合

携帯型にシ印(✓)を付けてください。

29	無線局の区分			
30	機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
<input type="checkbox"/> 27MHz DSB送受信機				
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機(FM) [JP]	●●●●●●●●	アイコム株式会社	●●●●●●●●	●●●●●●●●
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機(FM) [JU]				
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置(VDE)				

本体後面に貼られた無線機銘板の内容をご記入ください。(下図参照)

31 製造者名には、「アイコム株式会社」を記入してください。

32 適合表示無線設備の番号

33 製造番号

3枚目 25W固定(据置)型の場合

固定型にシ印(✓)を付けてください。

29	無線局の区分			
30	機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
<input type="checkbox"/> 27MHz DSB送受信機				
<input checked="" type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機(FM) [JU]	●●●●●●●●	アイコム株式会社	●●●●●●●●	●●●●●●●●
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置(VDE)				

本体底面に貼られた無線機銘板の内容をご記入ください。(下図参照)

32 適合表示無線設備の番号

33 製造番号

ご注意

適合表示無線設備の番号は、設置前に、ご確認ください。設置後は、銘板が隠れて、確認できないことがあります。